

県主宰地区福祉有償運送運営協議会設置要綱

障 第 434 号
制定 平成29年6月 9日

(目的)

第1条 本県は、移動制約者の自由な外出を支援するため、管内の移動制約者及び福祉車両の運行に関する情報と課題を把握しながら、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第2号に基づき行われる福祉有償運送の必要性、これらを行う場合における旅客から收受する対価その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となる事項を協議するため、県主宰の地区福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の設置・名称)

第2条 協議会は、別表に掲げる地区にそれぞれ設置し、県が主宰する。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項について協議を行う。

- (1) 法第79条の規定に基づき、福祉有償運送の登録（法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から收受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 協議会の運営方法、福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項

(委員)

第4条 委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係市町村を営業区域に含むタクシー等事業者の代表者
- (3) タクシー等の運転者が組織する団体の代表者
- (4) 関係市町村において現に福祉有償運送を行っている特定非営利活動法人等の代表者
- (5) 関係市町村の社会福祉協議会の代表者
- (6) 移動制約者
- (7) 岡山運輸支局長が指名する職員
- (8) 関係市町村の長が指名する職員
- (9) 県庁県民生活部長が指名する職員
- (10) 県民局健康福祉部長
- (11) 前各号に掲げるもののほか、各地区の実情に応じて知事が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 協議会に会長を置き、学識経験を有する者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理するものとする。

3 副会長は県民局健康福祉部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故等があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

4 協議会の議事は全会一致を原則とするが、会長が必要と認めるときは、採決により意見の集約を図ることができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理する事務局は、各地区を所管する県民局健康福祉部福祉振興課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

地区	協議会の名称	所管区域
倉敷	倉敷地区福祉有償運送運営協議会	倉敷市、総社市、早島町
井笠	井笠地区福祉有償運送運営協議会	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
津山	津山地区福祉有償運送運営協議会	津山市、鏡野町、久米南町、美咲町
勝英	勝英地区福祉有償運送運営協議会	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村